



**第7期 吉富町障がい福祉計画及び  
第3期 吉富町障がい児福祉計画**

令和6年3月

## <もくじ>

### 第1章 計画の策定にあたって

1.計画策定の趣旨と目的	1
2.計画の位置付けと法的根拠	3
3.計画の対象者と対象区域	5
4.計画の基本理念	5
5.計画の進行管理	6

### 第2章 障がいのある人などを取り巻く状況

1.町の人口と世帯の状況	7
2.障がい者の状況	8

### 第3章 障がい者福祉施策と制度について

1.障がい者福祉制度改正のポイント	19
2.総合的なサービスの仕組み	24

### 第4章 障がい福祉サービスと見込み量

1.訪問系サービス	25
2.日中活動系サービス	27
3.居住系サービス	31
4.相談支援	33

### 第5章 地域生活支援事業と見込み量

1.相談支援事業	35
2.コミュニケーション支援事業	37
3.日常生活用具給付等事業	38
4.移動支援事業	40
5.地域活動支援センター事業	41
6.日中一時支援事業	42
7.その他の事業	43

第6章 障害児通所支援等と見込み量	
1.障害児通所支援	45
第7章 令和8年度に向けた成果目標	
1.令和8年度に向けた成果目標	47
2.地域福祉の推進に向けて	58
第8章 資料	
1.吉富町障害者施策推進協議会設置要綱	59
2.吉富町障害者施策推進協議会委員名簿	61

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1.計画策定の趣旨と目的

### (1) 計画策定の趣旨

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

障がい福祉の基本方針を定める「障害者基本計画」の実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、取り組みを推進していきます。

地域共生社会の実現をめざし、障がいや難病などにより支援を必要とする人だけでなく、町民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

本計画の目指す地域共生社会と方向性を同じくする SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という考え方を取り入れ、誰もが安心して暮らし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

障害者基本計画は、障害者基本法に基づく、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障害者基本計画の実施計画に相当する計画です。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間として、3つの計画の連携により、計画的な施策・事業展開を図っていきます。

施策の推進にあたっては、進捗状況を把握のうえ、点検・評価を行い、必要に応じて見直しを図ることで、実効性のある取り組みを進めていきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするためには、地域で生活するのに必要とされる支援を提供できるように、相談体制やサービスの基盤を整備することが必要です。これまでの計画に引き続き、この計画においても様々な支援について障がいのある人を主体的に取り組むことを基本に、障がいのある人の地域生活を支援する為、令和8年度末までの成果目標をはじめ、サービス見込量やその確保方策などを定めることとします。

## 2. 計画の位置付けと法的根拠

### (1) 障がい福祉計画

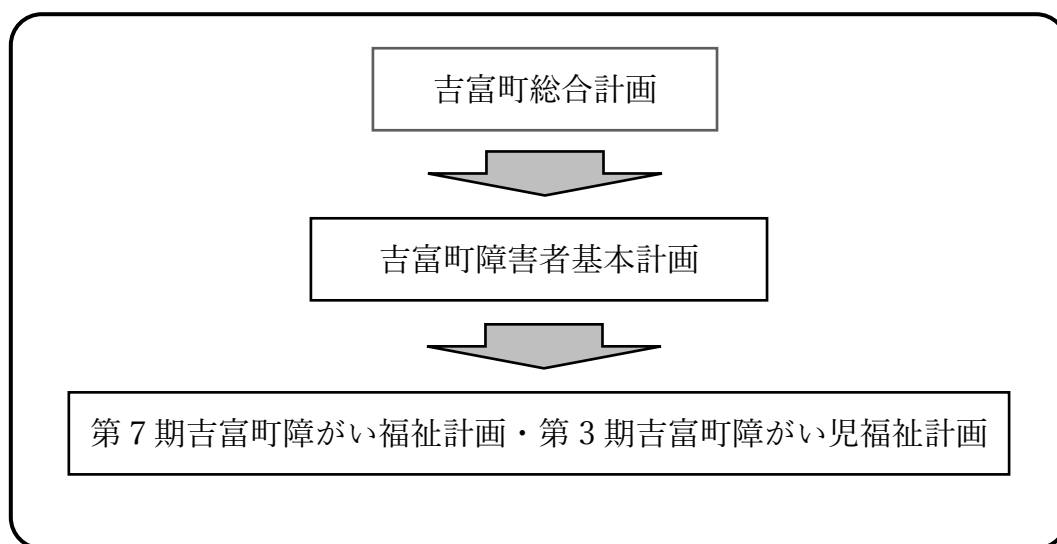
この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、吉富町総合計画との整合性を図りながら町が策定するものです。

この計画は、障がい者福祉の施策や課題に対し、町が取り組むべき諸施策の基本的な方向と目標を示すとともに、障がいのある人の自立だけでなく、社会や経済、文化、その他あらゆる分野での活動参加を目指して、様々な課題に対して行政をはじめ、福祉関係機関や当事者団体、町民がそれぞれの立場で支援に取り組むための指針となるものです。

### (2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。



### (3) 各計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

なお、吉富町障害者基本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間です。

計画名	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
吉富町障害者基本計画											
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画											
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画											

### (4) 計画の法的根拠

この両計画は、次の法令を根拠として作成しています。

#### ○ 障害者基本法(第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障がい者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### ○ 障害者総合支援法（第88条第1項）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ○ 児童福祉法（第33条の20）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 3.計画の対象者と対象区域

#### (1) 対象者

この計画における「障がい者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法に規定する知的障がい者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者（知的障がい者を除く。）のうち18歳以上である者及び難病患者等のうち18歳以上である者をいいます。「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者や難病患者等のうち、18歳未満である者をいいます。

また、発達障がい（学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD））や高次脳機能障がいのある人なども対象とします。

#### (2) 対象区域

この計画の範囲は吉富町内としますが、サービスの種類によっては豊築地区の1市3町（吉富町、豊前市、築上町、上毛町）や大分県中津市にある事業所や施設も含まれます。

### 4.計画の基本理念

本町では、吉富町障害者基本計画の中で「互いに理解し、支え合い、共に生きる」を基本理念として、障がい者福祉施策を推進してきました。

この計画においても、吉富町障害者基本計画の基本理念をもとに、従来の支える側と支えられる側という関係性を超えて、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、互いを助け合いながら生きていく社会を目指します。



## 5.計画の進行管理

障害者総合支援法において、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされており、児童福祉法においても同様に規定されています。本計画においても、定期的な調査や分析及び評価を行い、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて施策の見直しを行うなどして、PDCAサイクルを確実にを行い、計画の着実な推進を目指します。



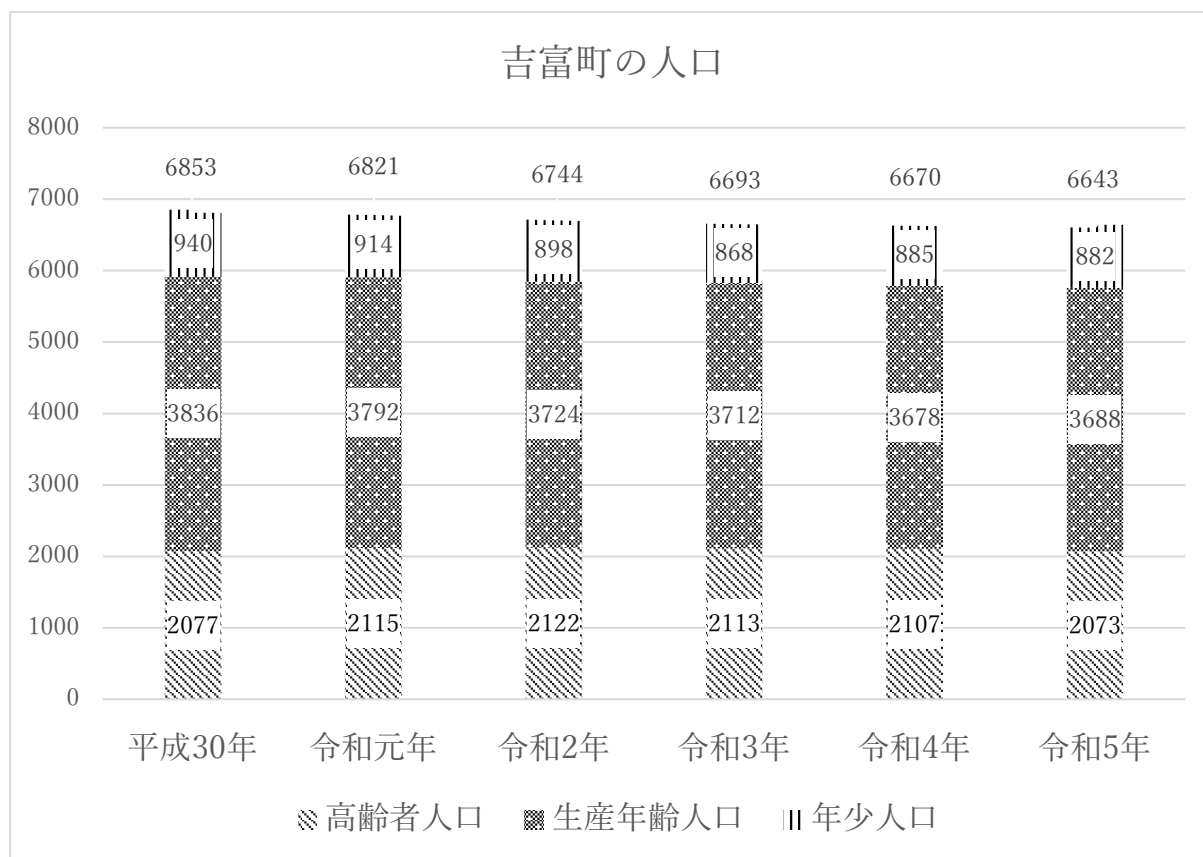
計画 (Plan)	目標や目的を設定し、達成に向けた計画を策定します。
実行 (Do)	計画に基づいた施策を実行します。
評価 (Check)	施策を実行した結果について、分析して評価します。
改善 (Action)	評価に基づき、必要に応じて計画の目標などを見直します。

## 第2章 障がいのある人などを取り巻く状況

### 1.町の人口と世帯の状況

#### (1) 町の人口の推移

本町の総人口は、令和5年5月1日現在で6,643人であり、年々僅かにですが減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は若干の減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）に大きな変化は見られません。



#### (2) 世帯数の推移

本町の世帯数は、令和5年5月1日現在で、2,992世帯となっております。世帯数は増減を繰り返していますが、一世帯当たりの人数は僅かにですが減少しています。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
世帯数	2,952	2,984	2,970	2,965	2,982	2,992
一世帯あたりの 平均人数	2.32人	2.28人	2.27人	2.25人	2.23人	2.22人

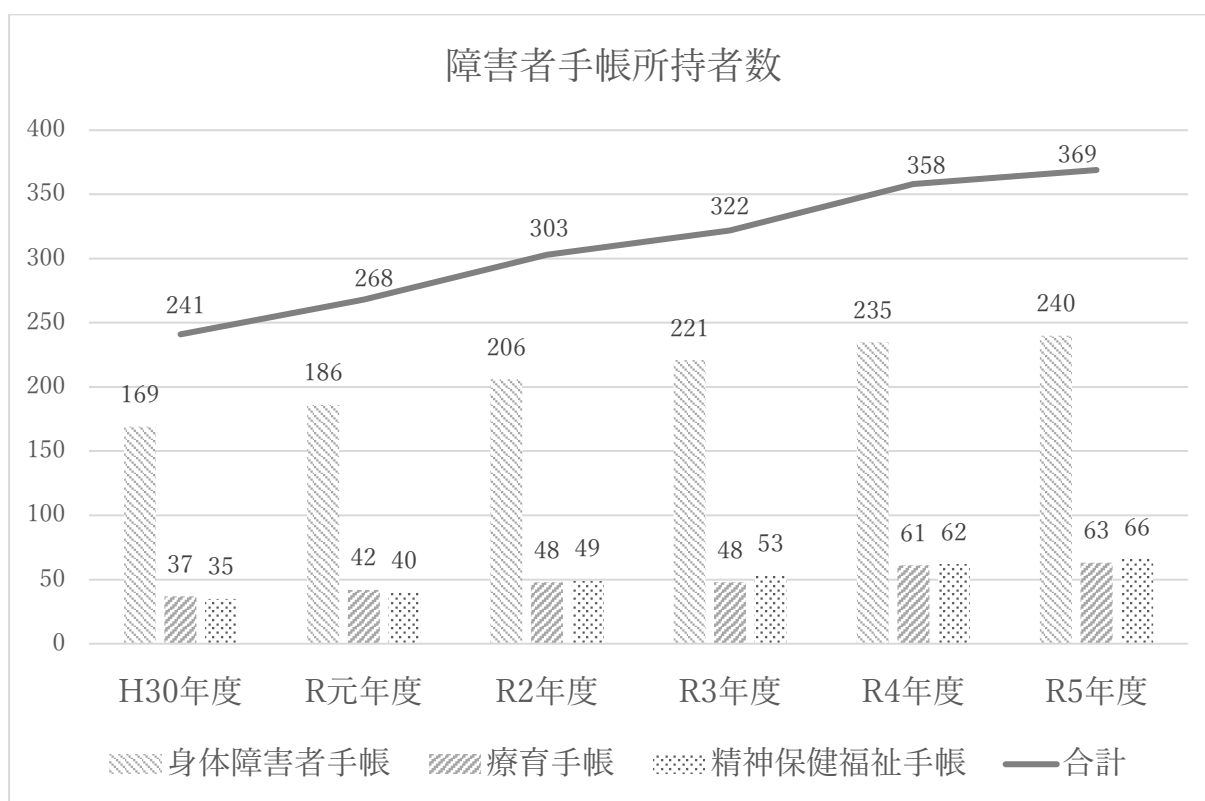
## 2.障がい者の状況

### (1) 障がい者手帳所持者数

令和5年4月30日現在、障がい者手帳所持者は368人(身体障害者手帳所持者240人、療育手帳所持者63人、精神保健福祉手帳所持者65人)となっています。この中で2種類以上の手帳を所持する人は、療育手帳と身体障害者手帳が10人、療育手帳と精神保健福祉手帳が5人、身体障害者手帳と精神保健福祉手帳は2人です。

本町での手帳所持率(総人口6,643名に占める手帳所持者の割合)は、令和5年4月30日現在、3障がい全体で、5.5%となっています。なお、令和3年度の福祉行政報告例と衛生行政報告例によると、国全体では療育手帳所持者は0.9%(1,213,063人)、身体障害者手帳所持者は3.9%(4,910,098人)、精神保健福祉手帳所持者は1.0%(1,263,460人)で、日本の総人口に対して5.8%の人が手帳を所持していることとなります。これは、本町の所持率と、ほぼ変わりません。

本町では、3障がいとも手帳の所持者数は年々増えております。



注：2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している。(合計は重複所持者数を含む。)

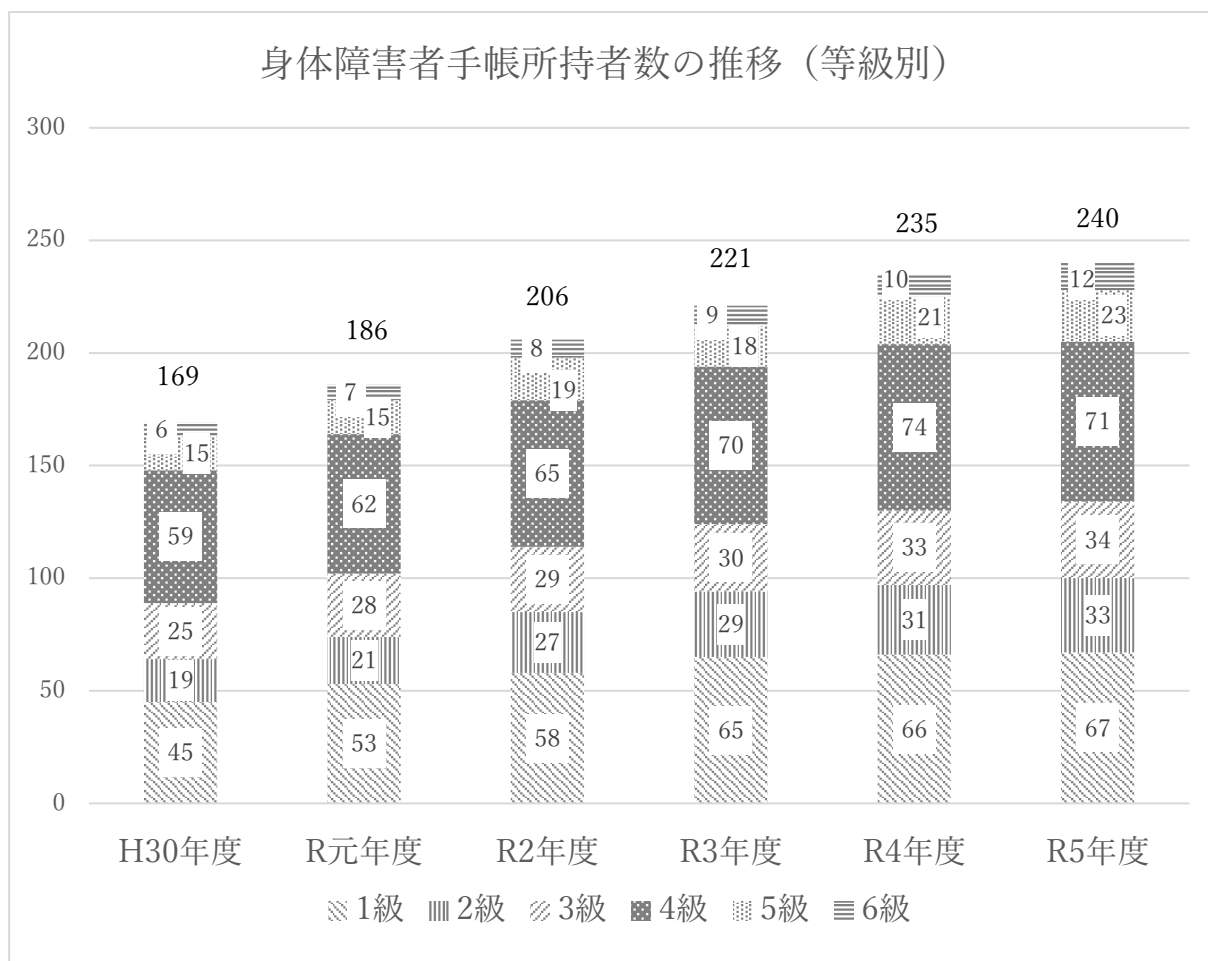
## (2) 身体障害者手帳の所持者

本町の身体障害者手帳所持者数は、各等級ともほぼ毎年増えています。割合は、4級が最も多く、続いて1級、3級と続きます。障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、続いて内部・免疫機能障害の順となります。肢体不自由の中では、下肢障害が最も多く、内部・免疫機能障害の中では心臓機能障害が殆どを占めています。

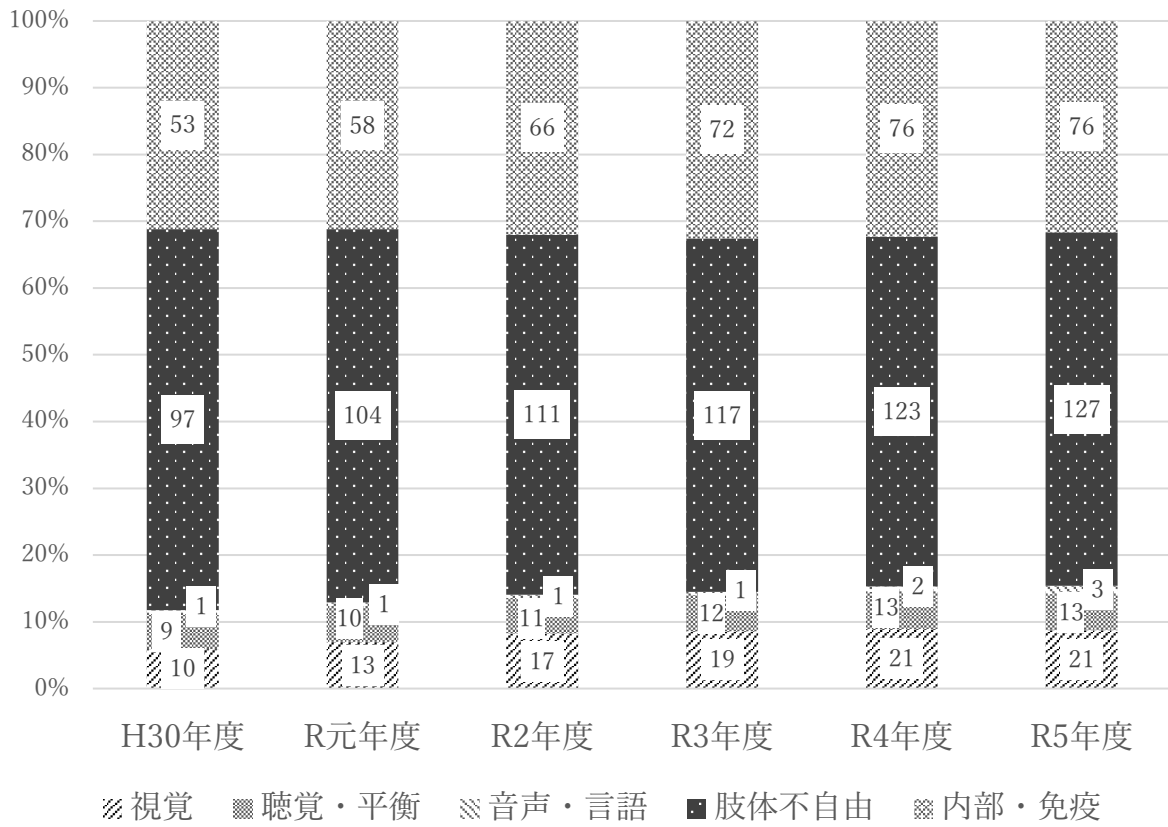
福岡県においては、身体障害者手帳所持者数は令和5年3月31日現在で、204,665人となっています。重度と呼ばれる1級と2級が96,899人で最も多く、半数近い47.3%となっています。続いて、中度と呼ばれる3級と4級が多く、77,691人で38.0%です。最も少ないのは軽度の5級と6級で、30,075人の14.7%です。

令和5年度の本町の状況は、全240人のうち、中度が105人で43.0%、重度が100人で41.0%、軽度は35人で14%となっています。本町と福岡県を比較すると、重度と中度、軽度の割合に大きな差は見られません。

障がいの種類別を福岡県と本町で比較すると、福岡県でも最も多い障がいは肢体不自由で100,308人の49.0%、続いて内部・機能障害の69,040人の33.7%で本町の順と変わりありませんが、三番目に多いのは視覚ではなく、聴覚・平衡障害の順で19,376人の9.5%となっています。



身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別別）



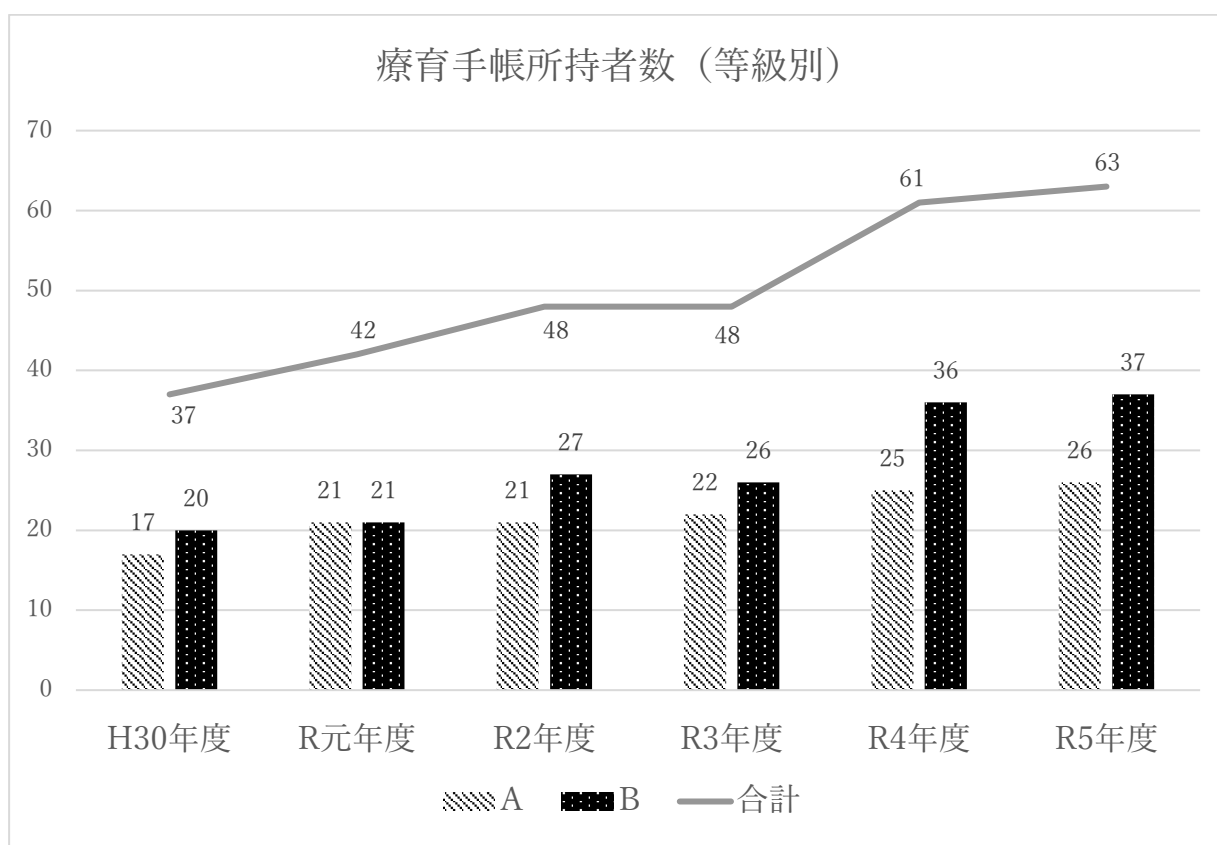
### (3) 療育手帳の所持者

本町では、療育手帳も所持者は増加傾向にあり、令和5年4月30日現在で63人になっており、平成30年度と比較して26人増えています。

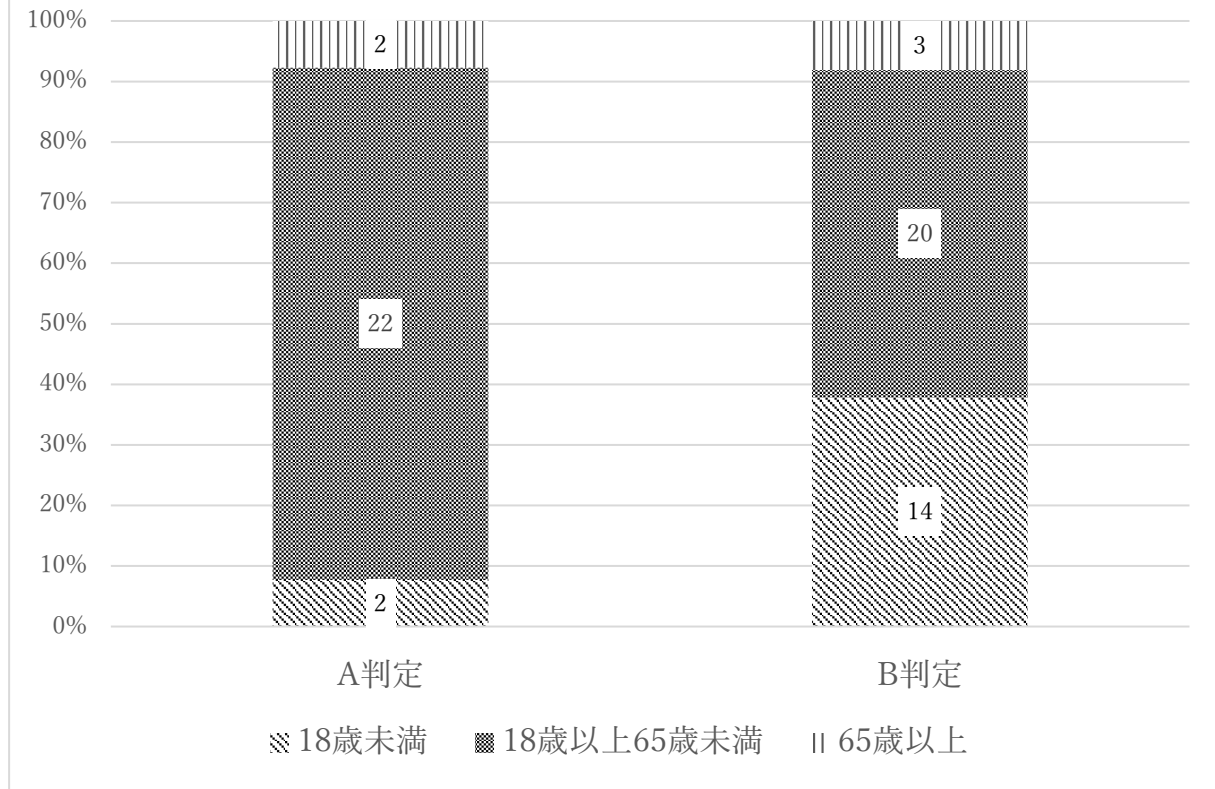
等級別に比較すると、同人数となった令和元年度を除いて、A判定（重度・最重度）の人よりB判定（中度・軽度）の人の方が多くなっています。

年齢区分別では、A判定とB判定共に18歳以上65歳未満の区分が多く、A判定の84.6%、B判定の54.0%が該当します。

令和5年3月末の福岡県の状況は、療育手帳所持者は56,852人です。この内、A判定に含まれる重度が22,289人で39.2%であり、B判定に含まれる中度と軽度が34,563人で60.8%です。本町では、A判定が41.2%で、B判定が58.7%であり、比較すると療育手帳所持者の割合も大きな差は見られません。



### 等級別・年齢区分別の療育手帳所持者



注：令和5年4月30日現在

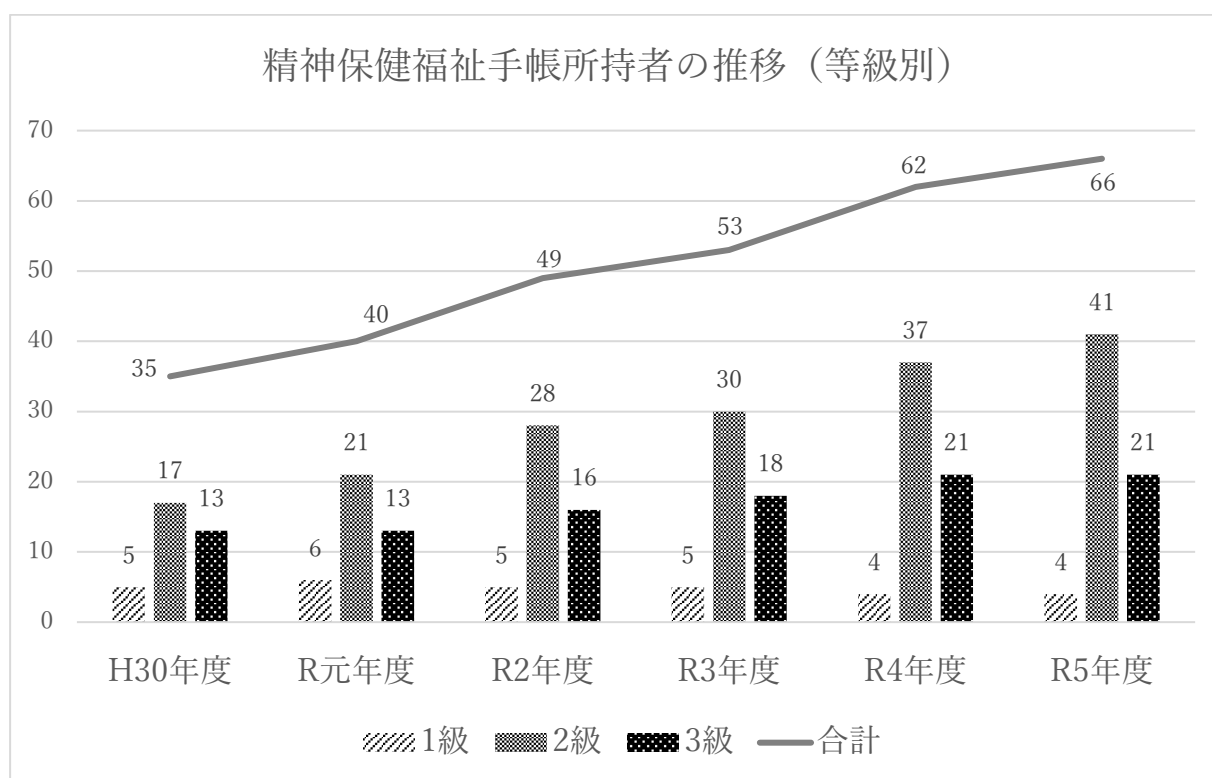
#### (4) 精神保健福祉手帳の所持者

本町では、精神保健福祉手帳も所持者数は毎年増加しており、令和5年4月30日現在で66人となっています。

等級別にみると、2級が最も多く、令和5年4月末時点では全体の62.1%となっています。続いて、3級、1級の順となります。

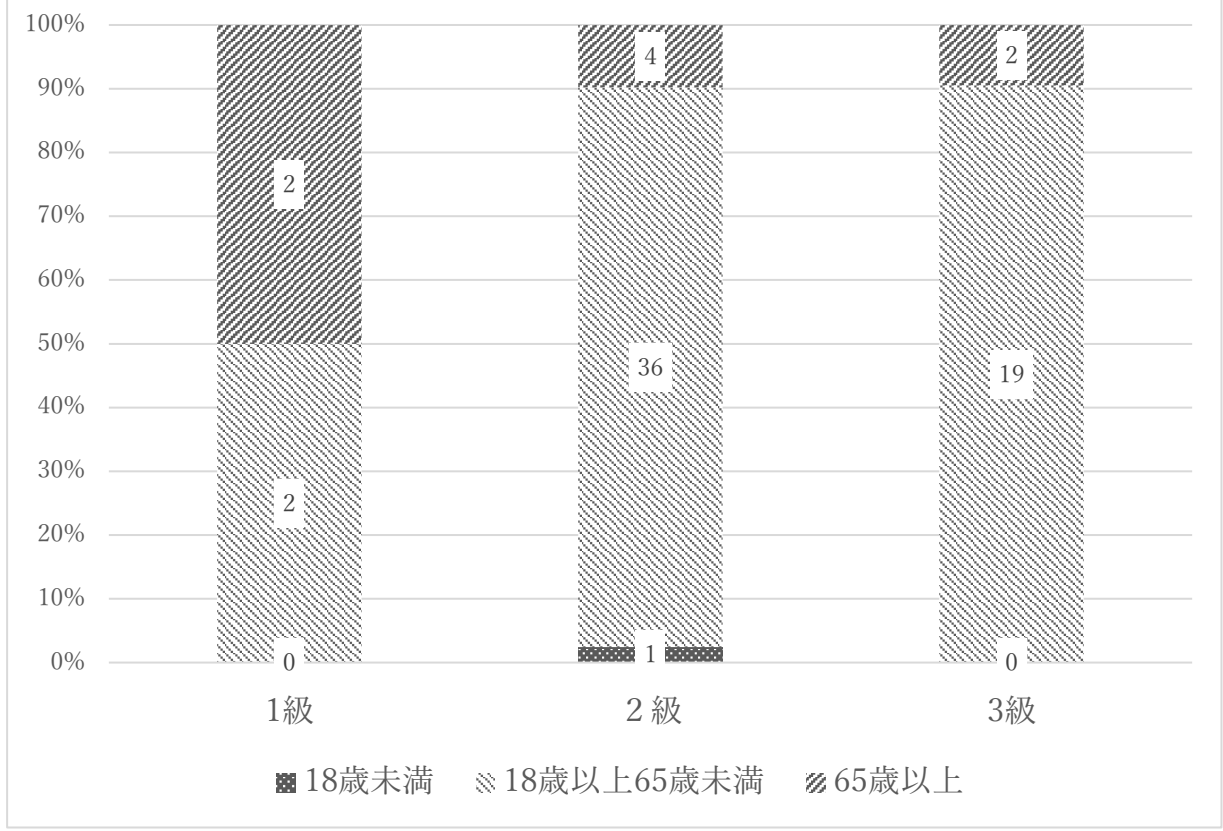
令和5年4月末時点での年齢区分別では、18歳未満は2級で1人のみとなっており、いずれの級でも18歳以上65歳未満が殆どを占めています。

令和5年3月末時点の福岡県での状況は、精神保健福祉手帳の総所持者が65,405人で、1級が3,609人の5.5%、2級が38,058人で58.2%、3級が23,738人の36.3%となっています。本町の状況と比較しても、2級の割合が6割程度と他の等級と比べて突出して多いことが共通しています。





### 等級別・年齢区分別の精神保健福祉手帳所持者数



注：令和5年4月30日現在

## (5) 発達障がい者

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、それまで既存の障がい者福祉制度の谷間に置かれ、気づきや対応が遅れがちであった自閉症やアスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称し、早期の発見と支援を国や地方公共自治体の責務として定めました。

平成 22 年の改正で障害者自立支援法の対象として規定され、さらに平成 23 年 8 月には障害者基本法が改正され、障がい者の定義について「精神障がい（発達障がいを含む。）」と規定されました。

また、平成 28 年に発達障害者支援法の改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

しかし、発達障がいは本人の年齢や環境で症状や状態が異なることもあれば、知的障がいや精神障がいを伴っていることもあり、特性も様々である為、発達障がいのある人の正確な人数などを把握することは困難であるのが現状です。

本町では児童に対し、母子保健法で定められた 1 歳半と 3 歳児健診以外にも、4 か月、7 ヶ月、12 ヶ月、そして 5 歳児健診を行っています。この乳児健診では、保護者からの相談にも個別に対応しており、必要に応じて発達相談にもつなげています。吉富あいあいセンターでは、作業療法士と臨床心理士が、月に 2 回の発達相談を実施しています。

他に、本町では発達障がいだけでなく、運動面や言語の遅れなども対象とした保育園への巡回相談を行っています。町内にある 4 箇所全ての保育園へ、毎年 6 月から翌年の 3 月まで、毎月 1 回訪問しています。乳児健診で気になる結果があれば、吉富あいあいセンターと保育園が連携し、保護者からの希望があれば発達相談にもつなげています。

本町は、吉富町あいあいセンターに子育て相談総合窓口、吉富フォーユー会館には教育相談室を設け、家庭からの悩みや不安、質問などに対応しています。

## (6) 難病

難病とは、原因が不明であり、治療が極めて困難で後遺症を残す恐れが少なくないことや、慢性の経過をたどり、経済的な問題だけでなく、生活面でも長期に支障をきたす疾病です。

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である方も障がい福祉サービスなどが利用できるようになりました。

対象となる疾病については、令和元年 7 月に 361 疾病に拡大され、令和 3 年 11 月には 366 疾病、そして令和 6 年 4 月からは 369 疾病となります。

難病を発症し、各手帳が交付される認定基準に該当すれば、障がい者手帳が交付されます。例として、症状の程度により網膜色素変性症では視覚障害、クローン病が内部障害に該当することがあります。

現在、本町では難病による障がい福祉サービスの利用はありません。

吉富町を含む豊築地区においては、福岡県京築保健福祉環境事務所が難病対策を実施しています。年に 1 回、各市町村の関係者も集まって会議を開催し、難病に関する情報提供を行っています。

## (7) 特別支援学級

町内の小・中学校における特別支援学級に在籍している児童・生徒数は、令和5年5月31日現在で小学校16人、中学校11人となっており、児童・生徒数ともに増加傾向にあります。また、令和3年度より小学校では情緒障がいの学級数が、1クラスから2クラスへ増えました。

他に、いわゆるグレーゾーンと呼ばれる児童や生徒についても、特性や困り感支援の在り方の情報提供や共有を、教職員間で行っています。中学校では、特別支援部会を毎月1回開催し、特別支援学級に在籍する生徒について情報共有をしています。定期的に通常学級に在籍する生徒でも支援が必要なケースについて話し合っています。

児童や生徒に対する障がいに関する啓発としては、小学校では車椅子の体験をしたり、発達障がいに関する人権集会を開催したりして、理解が深まるように取り組んでいます。中学校では、全学年で道徳の時間を活用した授業を行ったり、他に1学期には学年集会を開き、支援学級や様々な障がいについて特性を理解した接し方ができるように学習の時間を設けています。

障がいのある生徒への配慮としては、多目的トイレや昇降口のスロープの設置などの設備面だけでなく、学習中の板書を減らしてプリント記入式にしたり、視覚で理解するDVDを活用するなど、学習面でも配慮を行っています。

今後は、児童や生徒の特性についての指導及び支援に対する保護者への働きかけや、保護者へのカウンセリング等が課題として挙げられます。

区分		R元	R2	R3	R4	R5	
知的障がい	小学校	学級数	1	1	1	1	1
		児童数	2名	4名	4名	3名	5名
	中学校	学級数	1	1	1	1	1
		生徒数	3名	4名	6名	6名	4名
情緒障がい	小学校	学級数	1	1	2	2	2
		児童数	5名	6名	9名	12名	11名
	中学校	学級数	1	1	1	1	1
		生徒数	2名	2名	2名	3名	7名
全生徒	小学校	児童数	391名	388名	393名	382名	346名
	中学校	生徒数	305名	318名	311名	309名	326名

注：各年度5月31日現在

## (8) 当事者活動

障がいのある方達の当事者団体として、吉富町身体障害者福祉会があります。身体障害者手帳を交付された在宅の方が、会員となっています。

活動として、会員同士の交流も兼ねて、年に1回実施される九州身体障害者福祉大会に、参加しています。スポーツにも取り組んでいて、年に2回開催される築上郡での交流会と、春に福岡市の博多の森陸上競技場で実施されている福岡県障がい者スポーツ大会に参加しています。

在宅の方が会員の対象となっているので、施設などに入所した方は退会となってしまうこともあり、会員数の減少が課題として挙がっています。また、在籍している会員も年齢層が高くなってきており、活動の実施も難しい状況にあります。

町や社会福祉協議会などが、周知や活動の支援において、より一層の連携と協力が求められています。

年	H31・R元	R2	R3	R4	R5
人数	30人	25人	25人	18人	17人

注：各年度4月1日現在

## (9) 相談体制

本町では、地域生活支援事業の相談支援事業について、社会福祉法人敬愛会と委託契約を結んでいます。福祉サービスの利用や社会資源を活用するための障害者相談支援事業、家主等との入居契約手続き支援などを行う住宅入居等支援事業を委託しています。

障がい者福祉の増進を図るため、知的障がい者や身体障がい者、またはその保護者の相談や助言に応じる為に、知的障害者相談員と身体障害者相談員を委託しています。家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民への啓発を進めています。

吉富あいあいセンターには、吉富町子育て相談総合窓口を設けており、相談員が子どもや保護者からの悩みごと、子育てなどの相談全般を受け付けています。

吉富フォーユー会館には教育相談室があり、吉富町子ども発達支援専門員が毎週火曜日に、保護者からの不安や困りごとの相談を受け付けています。

## 第3章 障がい者福祉施策と制度について

### 1.障がい者福祉制度改正のポイント

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がい者福祉施策の抜本的な見直しが行われました。その後、平成22年度、平成24年度に「整備法」が成立し、法律の段階的な改正が行われ、平成25年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改名されました。「障害者総合支援法」には、障がい福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことが明記されました。

#### 平成18年4月 「障害者自立支援法」施行

障害者基本法の理念に基づき、障がい者福祉制度を全体的に見直し  
自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定

- ・障がい者福祉の一元化・・・3障がい（身体・知的・精神）の一元化
- ・実施主体を市町村へ一元化・・・福祉サービスに関する事務を市町村が行う
- ・サービス体系の再編・・・福祉サービスと地域生活支援事業に再編
- ・就労支援の強化・・・就労移行支援事業等の創設
- ・障害程度区分認定開始・・・福祉サービスの必要性を明確にするために、心身の状態を総合的に示す区分を導入
- ・障害程度区分認定審査会を設置・・・支給決定のプロセスの透明化を図る
- ・利用者負担の見直し・・・福祉サービスの量や所得に応じた公平な利用者負担（費用の1割）とする

#### 法施行後の見直し

##### 平成21年度

- ・障がい福祉サービス報酬の引き上げ
- ・利用者負担の軽減措置・・・低所得世帯を中心に利用者負担軽減  
世帯単位から個人単位を基本とした所得段階区分への見直し

## 平成 22 年度

- ・新たな制度に向けた検討の開始・・・新法制定を予定
- ・利用者負担を応能負担へ・・・低所得者（市町村民税非課税）の福祉サービス及び補装具にかかる利用者負担を無料化
- ・整備法が成立・・・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

## 平成 23 年度

- ・同行援護の開始・・・重度視覚障がい者の移動を支援するサービスが個別給付化
- ・グループホーム・ケアホームの入所者の地域移行支援・・・家賃補助支給

## 平成 24 年度

### 障がい児支援の強化

- ・通所及び入所サービスの再編・・・自立支援法に基づく「児童デイサービス」は廃止され、児童福祉法に基づく「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」に移行
- ・新しいサービスの創設・・・《児童福祉法》  
医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を創設
- ・在園期間の延長措置の見直し・・・18歳以上の施設入所者は、自立支援法のサービスを利用して引き続き入所可能となる

### 相談支援の充実

- ・サービス利用計画の作成・・・福祉サービス利用にあたり、利用計画の作成、定期的なモニタリングを行う相談支援事業者を利用
- ・新しいサービスの創設・・・《障害者自立支援法》  
地域移行支援、地域定着支援
- ・基幹相談支援センターの設置・・・市町村設置が求められる

## 障害者虐待防止法の施行 <平成 24 年 10 月>

- ・虐待防止センター設置・・・役場健康福祉課内に設置

## 平成 25 年度 法律名「障害者総合支援法」に改名

地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の成立

- ・法律名の改正・・・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする
- ・障がい者の範囲・・・難病等を加える
- ・地域生活支援事業の追加・・・研修啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業を追加

## 平成 26 年度

- ・障害支援区分の創設・・・「障害程度区分」について、標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める
- ・支援の見直し・・・重度訪問介護の対象拡大  
共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合  
地域移行支援の対象を拡大

## 障害者優先調達推進方針の制定

障がい就労施設で就労する障がい者等の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などが、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定

- ・「平成 26 年度吉富町障害者優先調達推進方針」を制定・・・

平成 26 年 6 月 1 日、以後毎年 6 月 1 日に制定



## 平成 28 年度

### 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行

障がい者の差別の解消の推進に関する基本方針として、差別解消に関する施策の基本的な方向、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めることとする。

- ・本町において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を制定・・・平成 28 年 11 月

## 平成 30 年度

- ・新しいサービスの創設等・・・《児童福祉法》

居宅訪問型児童発達支援を創設

保育所等訪問支援の対象拡大

《障害者総合支援法》

自立生活援助、就労定着支援を創設

- ・新高額障害福祉サービス費・・・平成 30 年 4 月より、65 歳まで長期にわたって障がい福祉サービスを利用し、その後は介護保険サービスの利用へ移行した受給者も高額障害福祉サービス等給付費の対象となる。

## 令和元年度

- ・就学前障がい児の発達支援の無償化・・・令和元年 10 月 1 日から、3 歳から 5 歳までの障がいのあるこどもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無料となる。

## 令和 2 年度

### 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」の改正

『心のバリアフリー』の啓発・教育を、国が支援することになった。また、公立小中学校のバリアフリーが義務化され、観光施設でのバリアフリー情報の提供が推進されることになった。

### 令和3年度

#### 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療的ケア児の健やかな成長を図り、安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

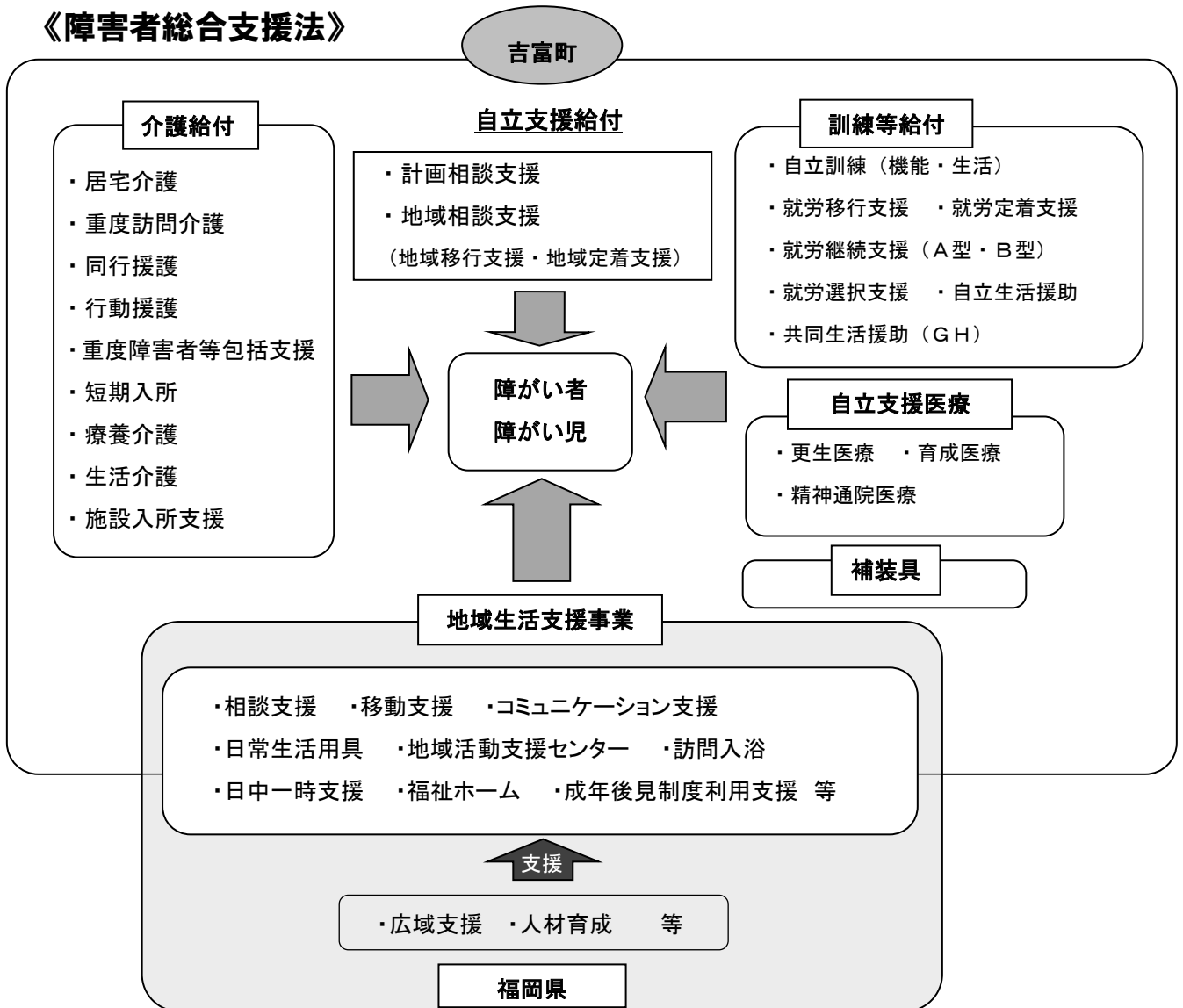
### 令和5年度

- ・地域生活支援拠点等事業の開始・・・令和5年4月より豊築地区にて、地域生活支援拠点等事業が持つ5つの機能のうち、緊急時の受け入れ・対応が開始された。

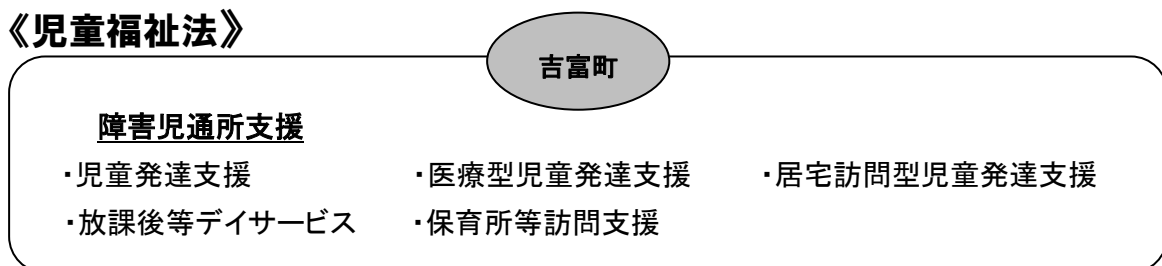
## 2.総合的なサービスの仕組み

障害者総合支援法に基づく給付体系と児童福祉法に基づく給付体系を、以下の図に示しています。国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」とで、障がいのある人を総合的に支える仕組みです。

### 《障害者総合支援法》



### 《児童福祉法》



## 第4章 障がい福祉サービスと見込み量

平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。身体・知的・精神といった障がい者の範囲に「難病等」が加わり、さらなる障がい福祉サービスの充実などにより、地域社会における共生の実現を目指して総合的に支援を行っています。

### 1.訪問系サービス

#### (1) サービスの内容

##### ①居宅介護【介護給付】

支援が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

##### ②重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

##### ③同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出時に必要となる排泄・食事等の介護を行うサービスです。

##### ④行動援護【介護給付】

知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

### ⑤重度障害者等包括支援【介護給付】

障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

#### (2) サービスの見込み量

※月あたりの値

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	実人数	12	12	12
	時間分	156	156	156
重度訪問介護	実人数	0	0	0
	時間分	0	0	0
同行援護	実人数	1	1	1
	時間分	5	5	5
行動援護	実人数	1	1	1
	時間分	5	5	5
重度障がい者等包括支援	実人数	0	0	0
	時間分	0	0	0

#### (3) 支援の方向性

平成24年度からの計画相談支援の創設により、現在では画一的なサービス内容でなく、本人の状況や意向を勘案し、総合的にサポートが出来る体制が整備されています。

福祉サービス利用者本位のサービス提供を行うことを基本とし、居宅介護では、自立した生活につながる日常生活の支援を行うことが必要です。同行援護や行動援護など外出時における移動の支援により、障がいのある人の社会参加も積極的に進めていきます。

障がいを持つ人にとって、地域での生活をより良いものとするため、今後も個別支援会議を開くなど、きめ細やかな対応を行っていきます。

## 2.日中活動系サービス

### (1) サービスの内容

#### ①生活介護【介護給付】

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人などに対して、昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

#### ②自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持及び向上等のため、一定の支援が必要な障がい者を対象に、一定期間、障がい福祉サービス事業所や自宅で必要な訓練を行うサービスです。

#### ③自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### ④就労移行支援【訓練等給付】

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

#### ⑤就労継続支援（A型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

#### ⑥就労継続支援（B型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があるが年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労機会を提供するとともに、雇用への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

#### ⑦療養介護【介護給付】

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者などを対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

#### ⑧短期入所【介護給付】

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

#### ⑨就労定着支援【訓練等給付】

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活の課題に対応できるよう、事業所と家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

#### ⑩就労選択支援【訓練等給付】

働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するサービスです。令和7年10月より開始予定です。

(2) サービスの見込み量

※月あたりの値

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	実人数	16	17	18
	人日分	304	323	342
自立訓練（機能訓練）	実人数	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実人数	0	0	0
	人日分	0	0	0
就労移行支援	実人数	2	2	2
	人日分	44	44	44
就労継続支援（A型）	実人数	11	12	13
	人日分	242	264	286
就労継続支援（B型）	実人数	41	42	43
	人日分	738	756	774
療養介護	人分	1	1	1
短期入所	実人数	7	7	7
	人日分	28	28	28
就労定着支援	人分	0	0	0
就労選択支援	人分	—	0	1

注：人日分・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量



### (3) 支援の方向性

就労系サービスに関しては利用の希望者が多く、年々利用者も増えており、特に就労継続支援A型・B型サービスは、一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。今後も福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携して調整を図り、必要なサービス量を確保します。また、一般就労に繋がりやすい就労移行支援の利用も提案していきます。

必要に応じて、障害者就業・生活支援センターの協力を得ながら、効果的なサービス提供に努めます。

また、毎年「吉富町障害者優先調達推進方針」を策定し、町が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的かつ積極的に購入することを推進していきます。

在宅で生活している障がい者が家族の急病など在宅での対応が困難な時などに、短期入所サービスの利用が安心して行えるように、利用促進に努め、介護している家族の一時的な休息の支援も継続して行っていきます。

福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

### 3.居住系サービス

#### (1) サービスの内容

##### ①共同生活援助【訓練等給付】

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

##### ②施設入所支援【介護給付】

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

障害支援区分が4以上（50歳以上なら3以上）ある生活介護の受給者か、就労継続支援B型を受けていて市町村が利用の組合せの必要性を認めた受給者、または自立訓練又は就労移行支援（訓練等）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人が対象となります。

##### ③自立生活援助【訓練等給付】

共同生活援助（グループホーム）などを利用していた障がい者または一人暮らしをしている障がい者等が、居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対し、一定の期間にわたって定期的な訪問・相談対応など、適切な支援を受けるサービスです。

#### (2) サービスの見込み量

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	人分	10	11	12
（うち精神障がい者）	人分	1	1	1
施設入所支援	人分	7	6	5
自立生活援助	人分	1	1	1
（うち精神障がい者）	人分	1	1	1

注：人分・・・月間の利用人数

### (3) 支援の方向性

共同生活援助（グループホーム）については、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。退院や退所者の地域移行を推進する上でも欠かせないサービスです。今後も地域移行の促進のために、障がい者の地域生活の基盤となる住まいの場が確保されるようにします。

また、地域移行後の不安を少しでも解消し、障がいを持つ人が自分らしく生活できるよう、きめ細かな相談支援体制をはじめとした関係者同士の協力により、効果的な支援を継続するよう努めます。

施設入所支援については、平成 24 年の障害者自立支援法の施行以来、利用者が増加しました。基本的には入所者の地域移行を推進していくこととなりますが、本人の心身の状態や、家族の状況、また関係者の意見等を総合的に判断し、入所・地域移行に関わらず、安心して暮らせるよう配慮しながら、適切なサービス提供を行っていきます。

## 4.相談支援

### (1) サービスの内容

#### ①計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

#### ②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

##### ・地域移行支援

施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者に、住居の確保や地域に移行するための相談やその他の便宜を供与します。

##### ・地域定着支援

地域に移行したばかりで生活が不安定であったり、単身等により家族から支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

### (2) サービスの見込み量

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人分	87	92	97
地域移行支援	人分	1	1	1
（うち精神障がい者）	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	1	1	1
（うち精神障がい者）	人分	1	1	1

注：人分・・・月間の利用人数

### (3) 支援の方向性

平成 24 年 4 月から、福祉サービス利用者に対し計画相談支援（サービス利用計画作成）の支給決定が必要とされるようになりました。令和 6 年度、7 年度、8 年度におきましても、継続して利用計画の作成を推進し、今後も、一人ひとりにより良い支援が行われるように努めます。本人の意向を踏まえ、指定特定相談支援事業者や福祉サービス事業者と連携をとり、さらに、一定期間ごとのモニタリングを通して利用者の支援内容を改善していくことで、より効果的なサービス提供を行っていきます。

## 第5章 地域生活支援事業と見込み量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において法定化された、市町村が実施主体となる事業で、障がいのある人がその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となっています。

### 1.相談支援事業

#### (1) サービスの内容

障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

障害者相談支援事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：障がい者相談支援センターみらい

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、吉富町・豊前市・築上町・上毛町の豊築合同で「豊築地区自立支援協議会」を設置し、困難事例の解決、相談支援事業の実施状況報告や情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発と改善を推進します。

豊築地区自立支援協議会	実施形態	豊築（吉富町・豊前市・築上町・上毛町）合同設置
-------------	------	-------------------------

## (2) サービスの見込み量

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	委託先数	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	設置数	1か所	1か所	1か所

(年間)

## (3) 支援の方向性

相談支援事業については、障がい種別に関わらず誰もが相談を求めることが出来るように、委託先事業所において引き続き専門職員を配置し、きめ細かな相談支援体制を継続します。そのうえで、障害者相談支援事業として、福祉サービスの利用援助(相談、情報提供、助言、連絡調整等)、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等の相談支援を行います。

また、相談支援事業を効果的に実施していくために、自立支援協議会を活用し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議並びに指導及び助言を引き続き行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの更なる拡大を図ります。

豊築地区自立支援協議会において、様々な事例や協議を通して、勉強会や地域での講演会を開催する等取り組んできましたが、今後も児童の発達支援、地域移行等、地域の様々な問題に対し、あらゆる分野のメンバーを招集し、各種専門部会を設置・活用しながら、継続的に取り組みを模索し、実行していきます。

## 2.コミュニケーション支援事業

### (1) サービスの内容

聴覚及び音声・言語機能障害のある人に対して、社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、要約筆記奉仕員や手話通訳者を派遣する事業、手話通訳を設置する事業等を実施することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

手話通訳者派遣事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：一般社団法人 京築手話協会

### (2) サービスの見込み量

(年間)

		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
コミュニケーション支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録者数		2人	2人	2人
	のべ人数		80人	90人	90人
手話奉仕員養成研修事業	参加人数		0人	0人	1人

### (3) 支援の方向性

聴覚及び音声・言語機能障害のある人の外出や社会参加を支援するため、地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、ボランティア団体や手話サークル等との連携を強化し、手話通訳者や要約筆記者の人材の養成・確保に努めます。

また、障がいのある人を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用促進を図ります。



### 3.日常生活用具給付等事業

#### (1) サービスの内容

障がいのある人に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのあるこどもが訓練に用いる椅子等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
住宅改修	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

## (2) サービスの見込み量

(年間)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	0件	0件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	80件	85件	90件
住宅改修費	2件	2件	2件

## (3) 支援の方向性

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がいの種類や程度といったそれぞれの特性に合った適切な日常生活用具の給付又は貸与に努めます。

また、他の制度で対応できない用具や住宅改修をこの事業で補ったり、医療機関との連携により対象者のニーズを把握し、支援に繋げていきます。このように、障がいのある人を取り巻く各種機関や事業所と協力し合うことの重要性を踏まえ、今後も連絡体制を強化し、一体的に支援していくよう努めます。

災害などの緊急時における情報伝達を確保するために、障がい特性に対応した様々な情報支援用具の検討も行っていきます。

## 4.移動支援事業

### (1) サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を目的とする外出の際の移動を支援するサービスです。

移動支援事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：歩みの会企業組合
		委託：敬愛会（ヘルパーステーション わかば）
		委託：緑風会（吉富ホームヘルプサービスセンター）
委託：ニチイ学館（ニチイケアセンター豊前）		

### (2) サービスの見込み量

(年間)

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	委託先数	4 か所	4 か所	4 か所
	実利用人数	3 人	3 人	4 人
	のべ時間数	115 時間	120 時間	125 時間

### (3) 支援の方向性

移動支援事業は、余暇活動等の多様な外出にも対応できるサービスです。今後も周知を図りニーズを把握することで、障がいのある人一人ひとりに合わせた適切なサービスを提供していきます。

障がいのある人の社会参加を促進していくために、利用者一人ひとりの障がい特性や必要性などに柔軟に対応し、地域での移動を出来る限り支援していきます。また、外出を支えるボランティアの把握や連携強化にも努めます。

## 5.地域活動支援センター事業

### (1) サービスの内容

障がいのある人が日中に通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会、社会との交流の促進等の機会を提供されるサービスです。

地域活動支援センター事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：地域活動支援センター あぐり (Ⅲ型)
		委託：特定非営利活動法人 山びこ (Ⅲ型)

### (2) サービスの見込み量

(年間)

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター事業	委託先数	2か所	2か所	2か所
	実利用人数	1人	1人	2人

### (3) 支援の方向性

専門職員を配置し、福祉や保健、医療、教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。

現在、委託先においてはダンスや調理、創作活動やドライブなどの様々な活動を行っています。今後も多様な活動を通して障がいを持つ人の交流・活動を支援し、働く喜びと社会参加の意識向上を図るため、事業者に対し実施内容の充実を働きかけていきます。また、地域に出て行くことが困難な人の居場所としての役割もあるため、今後も積極的に事業を周知し、利用可能な障がいのある人の把握と利用の呼びかけを行っていきます。

## 6.日中一時支援事業

### (1) サービスの内容

一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

日中一時支援事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：社会福祉法人 恵光園 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団 社会福祉法人 恵愛会 社会福祉法人 豊陽会 社会福祉法人 直心会 社会福祉法人 保誠会 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

### (2) サービスの見込み量

(年間)

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	委託先数	7か所	7か所	7か所
	実利用人数	7人	7人	8人
	のべ日数	120日	120日	130日

### (3) 支援の方向性

障がい者のニーズに合わせて、事業所と契約を行っていきます。また、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携により、サービスの利用を支援していきます。

## 7.その他の事業

### (1) サービスの内容

#### ①訪問入浴サービス事業

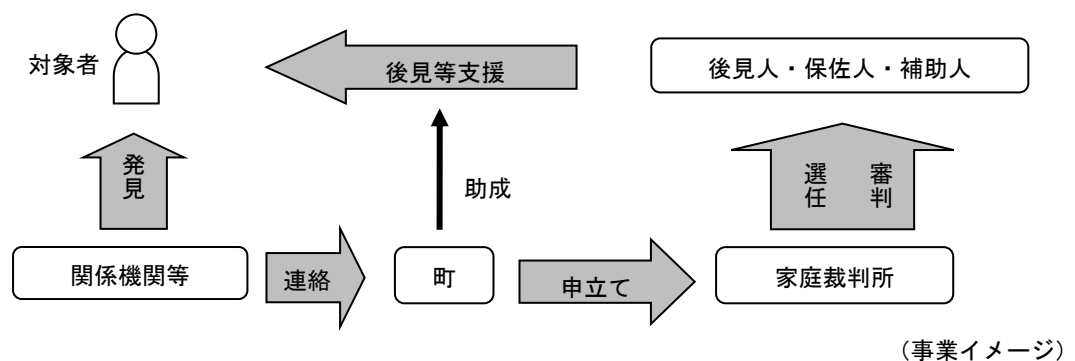
地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

#### ②福祉ホーム事業

障がいを持つ人の地域生活を支援するため、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を図ります。

#### ③成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい者、精神障がい者で成年後見人などが必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族などがともに申立てを行うことが難しい場合、町長が家庭裁判所に成年後見人などの選任の申立てを行います。また成年被後見人などで、成年後見人等に対する報酬の負担が困難な方に対し、報酬の一部を助成します。



#### ④障害者自動車運転免許取得助成金交付事業

障がい者の方の就労等社会参加の推進を図るため、障がい者の方が自動車運転免許を取得するために必要な経費に対し、助成金を交付する事業です。

⑤身体障害者自動車改造助成事業

身体障がい者の方が就労等に伴い、自動車を取得し、その自動車の改造を行う場合に要する経費に対し、助成金を交付する事業です。

⑥軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の聴こえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成金を交付する事業です。

(2) サービスの見込み量

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
その他事業				
訪問入浴サービス事業	委託先数	1 か所	1 か所	1 か所
	実利用人数	0 人	0 人	0 人
	のべ回数	0 回	0 回	0 回
福祉ホーム事業	委託先数	0 か所	0 か所	1 か所
	実利用人数	0 人	0 人	1 人
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	1 人	1 人	2 人
自動車運転免許取得助成金交付事業	実利用人数	1 人	1 人	1 人
自動車改造助成事業	実利用人数	0 人	1 人	1 人
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	実利用人数	1 人	1 人	1 人

(3) 支援の方向性

この事業の利用者は、ここ数年殆どいない状況にありますが、今後も広報紙等を利用した周知を継続し、必要な人がサービスを利用できるよう支援していきます。成年後見制度利用支援事業については、親亡き後の地域生活における権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後も障がい者の増加や地域生活への移行が進むことも見据えて、より利用しやすいネットワークの構築に取り組みます。

## 第6章 障害児通所支援等と見込み量

### 1.障害児通所支援

障がい児に対する福祉サービスは、平成24年4月から通所・入所の利用形態別に、児童福祉法上の障害児通所支援と障害児入所支援に再編されました。障害児通所支援においては、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が、平成30年4月には居宅訪問型児童発達支援が新設されました。

また令和2年10月から、3歳から5歳までの障がいのあるこどもたちのための児童発達支援等の利用者負担が、無料になりました。

#### (1) サービスの内容

##### ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

##### ②医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行うサービスです。

##### ③居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

##### ④放課後等デイサービス

学校の放課後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行なうサービスです。

##### ⑤保育所等訪問支援

障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

##### ⑥障害児相談支援

障害児通所支援サービスの申請時にサービス利用計画案を作成し、定期的なモニタリングを行うサービスです。



(2) サービスの見込み量

		※月あたりの値		
	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	実人数	18	20	22
	人日分	270	300	330
医療型児童発達支援	実人数	1	1	2
	人日分	6	6	6
居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日分	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数	22	24	26
	人日分	308	336	364
保育所等訪問支援	実人数	1	2	2
	人日分	2	4	4
障害児相談支援	実人数	39	44	48

注：人日分・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数  
で算出されるサービス量」

(3) 支援の方向性

発達に課題のある子どもや障がい児の療育については、障がいの早期発見、早期療育に努める必要があります。そのためにも通所事業所や医療機関等の関係機関との連携を心掛け、継続的な支援が行えるよう、相談支援の体制を構築してサービス提供に努めます。

支給決定を受ける児童は年々増えており、集団生活の場での適切な支援を受けることができるよう、保育所に訪問し必要な支援を提供できる保育所等訪問支援の利用の促進を図ります。

重症心身障がい児を支援する人材の養成に努めるとともに、重症心身障がい者等の支援に携わる福祉や医療、保健、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場の設置に向けて取り組みます。

## 第7章 令和8年度に向けた成果目標

### 1.令和8年度に向けた成果目標

本章では、国が定める基本指針に基づき、本町の実情に応じた令和8年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### ・基本的な考え方

福祉施設に入所している障がい者が、グループホームや自宅での地域生活に移行する人の数を見込み、成果目標を設定します。本町では、障がいのある人の状況を踏まえつつ、福祉施設に入所する障がい者の地域移行を進めるとともに、地域生活の継続に必要な支援を相談支援事業所や関係機関などと協議し、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活できるように、支援体制の構築を進めます。

##### ・国の基本指針

- |  |
|--|
| ①令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。 |
| ②令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とします。       |

・本町における成果目標

本町では、令和4年度末の時点で6人の方が施設入所を利用しています。これを令和8年度までに、施設入所の利用者を1人以上地域生活へ移行します。また、同じく令和8年度までに、施設入所の利用者を1人削減し、5人にすることを目指します。

項目	人数	目標内容
令和4年度末の施設入所利用者数	6人	
【基本指針①】 施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する	1人	令和4年度末の施設入所利用者数である6人から、6%以上の地域生活への移行を目指す。
【基本指針②】 施設入所者の5%以上を削減する	1人	令和4年度末の施設入所利用者数である6人から、5%以上の削減を目指す。

注：18歳以上の障害児施設入所者のうち、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として利用される施設の入所者については、この数値目標の対象から除外することとされています。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ・基本的な考え方

国の基本指針について、精神疾患による長期入院患者が地域生活へ移行することを進めるにあたっては、精神科病院や地域を援助する事業者による努力だけでなく、自治体と地域の精神保健医療福祉関係機関の協働による、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組が必要です。その為、精神障がいの有無や程度に関係なく、誰もが安心して暮らしていける地域共生社会を目指すのが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムです。これを踏まえ、精神障がい者も、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、この精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。本町においては精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する為にも、町内の保健・医療・福祉関係者が連携するだけでなく、豊築地区自立支援協議会においても1市3町の関係者で協議を進めていきます。国の基本指針に定める目標値は、都道府県の数値目標となっており、本町では政策理念に即した目標を設定します。

### ・市町村が目指す指針

- |  |
|--|
| ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数。       |
| ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数。 |

・本町における成果目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

	単位	第7期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
【基本指針① - 1】 保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の開催回数	回	1	1	1
【基本指針① - 2】 保健、医療及び福祉関係者による協議 の場における目標設定及び評価の実 施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援（人/年）	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援（人/年）	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（人/年）	人	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助（人/年）	人	1	1	1

### (3) 地域生活支援の充実

#### ・基本的な考え方

国は基本指針において、各市町村が地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえて運用状況の検証・検討を行うことと示しています。また、強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。本町においては、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、令和5年度より開始された緊急時の受け入れだけでなく、今後整備を目指す残る4つの機能についても関係機関との連携等を進め、効果的な支援体制を構築して機能強化を図ります。

#### ・国の基本指針

- ①令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### ・本町における成果目標

本町においては、令和5年4月より地域生活支援拠点等事業の緊急時受け入れを、豊築地区の1市3町で共同整備して実施しています。より機能の充実を図る為に、コーディネーターの配置を令和8年度末までに目指します。また、豊築地区自立支援協議会などで、支援の実績等を踏まえた上で運用状況を検証または検討します。また、強度行動障がいをもつ者に対し、令和8年度末までに本町又は豊築地区において支援ニーズを把握した上で、支援体制の整備を進めます。

	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回数	1	1	1

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### ・基本的な考え方

現在、就労移行支援事業などの障がい福祉サービスの利用を経て、障がいのある人の一般就労が進められています。また、就労定着支援により、一般就労した人が職場へ定着できるように、職場定着率の向上も目標となっています。本町でも、障がい福祉サービス事業所や関係機関と連携をして、就労移行支援事業の強化と就労定着支援の提供を進めます。

##### ・国の基本指針

①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。

②就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

・本町における成果目標

令和3年度は、就労継続支援A型やB型、就労移行支援のサービスを利用していた人は合計で51人でしたが、一般就労へ移行した人はいませんでした。その為、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型、いずれにおいても令和8年度末までに1人以上の一般就労への移行を目指します。

項目	人数	目標内容
令和3年度の年間一般就労移行者数	0人	
【目標値① - 1】 令和8年度の年間一般就労移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績0人の1.28倍以上とすることを目標
就労移行支援事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数	0人	
【目標値① - 2】 就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績0人の1.31倍以上とすることを目標
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数	0人	
【目標値① - 3】 就労継続支援A型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績0人の1.29倍以上とすることを目標
就労継続支援B型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数	0人	
【目標値① - 4】 就労継続支援B型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績0人の1.28倍以上とすることを目標



## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ・基本的な考え方

障がい児支援においては、専門的な支援を確保するために、保育や教育、医療、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援が提供できる体制の構築が重要です。本町においても、国の指針を踏まえ、事業者や関係機関との連携により、障がい児支援体制の拡充に引き続き取り組んでいきます。医療的ケア児についても、町内で医療的ケアが必要な障がい児を把握し、県や近隣市町村と連携を図る為の協議の場を設けることを目指します。また、災害時に必要となる個別避難計画の策定も進めます。

### ・国の基本指針

①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
④令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

・本町における成果目標

児童発達支援センターは、令和5年5月に町内で新たに設置されました。

保育所等訪問支援を実施している事業所は、まだ町内にはありませんが、豊築地区内の自治体には事業所があり、本町の受給者の利用実績もあります。今後も、障がい児や家族による地域社会への参加と、地域によるソーシャルインクルージョンを推進します。

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは、既に豊築地区内に事業所がありますが、令和5年5月に町内にも新たに事業所が設置されました。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援センターの設置	—	済		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	—	済		
各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	人	0人	0人	1人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ・基本的な考え方

障がい福祉サービスの利用に係る様々なニーズに対応する相談支援体制を構築するためには、障がい者からの相談に応じる体制の整備だけでなく、相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言を行うことが重要です。令和4年に障害者総合支援法が改正され、令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されました。この基幹相談支援センターの業務としては、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等があります。本町においても国の指針を踏まえ、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等の相談支援従事者の育成や、支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域における相談支援体制について検証や評価を行うとともに、障がい者やその家族にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導や助言及び人材育成等各種機能の更なる強化と充実に向けた検討を実施します。

### ・国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

### ・本町における成果目標

現在、本町を含め豊築地区では地域生活支援拠点等事業として、緊急時の受け入れを実施しています。他の基幹相談支援センターなどの機能は、令和8年度末までの整備を検討しています。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	—	未	未	済

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ・基本的な考え方

障がい福祉サービス等が多様化する中、障がい者や障がい児が真に必要とする障がい福祉サービス等が適切に提供されることが重要です。そのためには、都道府県や市町村の職員が、障害者総合支援法の内容を理解するだけでなく、障がい福祉サービス等の利用状況も把握し、必要とされる障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行わなければなりません。本町においても、国の指針を踏まえ、職員が障害者総合支援法の内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握及び検証を行います。また、県や関係機関が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修へ参加したり、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と情報共有します。

### ・国の基本指針

令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

### ・本町における成果目標

県や福祉関係団体が実施する障がい福祉サービス等に係る研修などへ町職員が参加することを通じて、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県などが実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への参加（人 / 年）	人	1人	1人	1人

## 2.地域福祉の推進に向けて

この計画の目標を達成し、本町の地域福祉を推進させる為にも、国の基本指針とは別に町独自の目標として、以下の取り組みにも重点を置きます。

### (1) 重層的支援体制の推進

重層的支援体制とは、町全体の支援機関や地域の関係者が、困りごとに対して断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目指すものです。「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

本町においても、一人のひとや一つの家族で、障がい分野の福祉的支援が必要なだけでなく、ひとり親や生活の困窮、高齢、教育や子育てなど、複数の福祉的分野による支援が必要なケースが増えてきています。こういった支援を行う為に、新たな組織づくりを行うのではなく、既に存在する組織を活用する体制づくりを行います。

### (2) ワンヘルス (One Health)

新型コロナウイルスの感染流行など、人と動物(家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わず全ての動物)の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものという考え方を、「ワンヘルス」(One Health)と言います。

新型コロナウイルスに限らず、感染症への感染予防は障がい福祉においても重要な課題です。また、町民が利用する事業所の中には、乗馬などを通じた動物との触れ合いにより、生き物を介したコミュニケーションのプログラムが提供されているものもあります。

2016年11月に福岡県北九州市で行われた第2回国際会議では、「ワンヘルス」の概念に基づき行動し、実践する段階に進むことを表明する福岡宣言を行いました。

本町においても、令和5年2月に「吉富町ワンヘルス推進宣言」を行い、人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を目指します。



**FUKUOKA ONE HEALTH**

## 第8章 資料

### 1.吉富町障害者施策推進協議会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者が障害のない人と同じように生活できる地域社会の実現を目指すため、障害者に関する総合的な施策について検討を行い、その推進に資するため、吉富町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 障害者に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 障害者施策等に関する長期計画の策定に関すること。
- (3) 障害者基本計画の実施状況の点検及び見直しに関すること。
- (4) その他協議会において、必要と認められること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げる団体等から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会
- (2) 関係行政機関
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 障害者福祉団体
- (5) 教育関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他町長が特に必要と認める団体等

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は前任者の残務期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2.吉富町障害者施策推進協議会委員名簿

任期 自 令和4年6月21日  
至 令和6年6月20日

(敬称略)

役 職 等	氏 名
吉富町社会福祉協議会長	是本 豊彦
吉富町議会議長	山本 定生
吉富町議会 福祉産業建設委員長	岸本 加代子
吉富町民生委員児童委員協議会長	出水 清子
吉富町自治会長会会長	太田 重文
吉富町ボランティア「太陽の会」会長	山本 タツ子
吉富町身体障害者福祉会長	梅林 昭廣
吉富町身体障害者相談員	奥家 康子
吉富町知的障害者相談員	内山 弘美
吉富町スポーツ協会会長	川邊 博正
京築保健福祉環境事務所健康増進課長	井上 和美



第 7 期 吉富町障がい福祉計画及び

第 3 期 吉富町障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

---

発行 福岡県 吉富町

編集 吉富町 福祉保険課

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1

TEL : 0979-24-1123 FAX : 0979-24-3219



第7期 吉富町障がい福祉計画及び

第3期 吉富町障がい児福祉計画